

省令

○経済産業省令第八十三号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三条第一項の規定に基づき、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令を定める。

令和二年十一月六日

経済産業大臣 梶山 弘志

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十九年通商産業省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
別表第1（第3条、第5条、第14条第1項関係）	別表第1（第3条、第5条、第14条第1項関係）	別表第1（第3条、第5条、第14条第1項関係）	別表第1（第3条、第5条、第14条第1項関係）
特定製品の区分	特定製品の区分	特定製品の区分	特定製品の区分
1. ～ 3 [略]	1. ～ 3 [略]	1. ～ 3 [略]	1. ～ 3 [略]
4. 登山用ロープ	4. 登山用ロープ	4. 登山用ロープ	4. 登山用ロープ
1 [略] 2 落下衝撃試験を行ったとき、初回にはロープの衝撃力が、技術上の基準の欄の4（2）の表示のあるものにあつては7、845. 3ニュートン以下、その他のものにあつては11、768. 3ニュートン以下であり、2回目にはロープが切断しないこと。 3・4 [略]	1 [略] 2 落下衝撃試験を行ったとき、初回にはロープの衝撃力が、技術上の基準の欄の4（2）の表示のあるものにあつては7、845. 3ニュートン以下、その他のものにあつては11、768. 3ニュートン以下であり、2回目にはロープが切断しないこと。 3・4 [略]	1 [略] 2 落下衝撃試験を行ったとき、初回にはロープの衝撃力が、技術上の基準の欄の4（2）の表示のあるものにあつては7、845. 3ニュートン以下、その他のものにあつては11、768. 3ニュートン以下であり、2回目にはロープが切断しないこと。 3・4 [略]	1 [略] 2 落下衝撃試験を行ったとき、初回にはロープの衝撃力が、技術上の基準の欄の4（2）の表示のあるものにあつては7、845. 3ニュートン以下、その他のものにあつては11、768. 3ニュートン以下であり、2回目にはロープが切断しないこと。 3・4 [略]

5. . . 6 [略]	5. . . 6 [略]	7. 石油給湯器 1～7 [略] 8 自然通気形のものにあつては、速隔操作（器体スイッチ又はコントローラーによる操作を除く。）を行うことができないうのであること。 9 速隔操作機構を有するものにあつては、器体スイッチ及びコントローラーの操作以外の方法によつて点火できないものであること。ただし、速隔操作による危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。 10 [略]	7. 石油給湯器 1～7 [略] [新設] 8 [略]
8. 石油がま	8. 石油がま [新設]	1～5 [略] 6 自然通気形のものにあつては、速隔操作（器体スイッチ又はコントローラーによる操作を除く。）を行うことができないうのであること。 7 速隔操作機構を有するものにあつては、器体スイッチ及びコントローラーの操作以外の方法によつて点火できないものであること。ただし、速隔操作による危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。 8 [略]	8. 石油がま [新設] [新設]

告示

○兵庫県知事 三木 浩一
兵庫県知事 三木 浩一
兵庫県知事 三木 浩一

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日
住居表示 昭和59年11月3日
住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

住居表示 昭和59年11月3日

Table with 2 columns and 2 rows. Left column contains text: 10. [略] 1.4 [略]. Right column contains text: 10. [略] 1.2 [略].

備考 表中の「」の記載は略記である。

附則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。(経過措置)

2 この省令の施行後に製造され、又は輸入された石油給湯器、石油ふろがま及び石油ストーブに係る技術上の基準については、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、この省令による改正後の経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によることとせよ。